

経 会 第 110621004 号

鉄業契第 110621002 号

平成 23 年 6 月 21 日

改正 平成 29. 3. 27 経会 170327017・鉄業契 170327034

令和 5. 3. 24 経資会 230323004・建企契 230323001

令和 6. 3. 27 経資会 240326006・建企契 240326014

令和 7. 3. 27 経資会 250326003・建企契 250326003

本社内関係各長 殿

鉄道建設本部各地方機関の長 殿

経 理 資 金 部 長

鉄道建設本部業務部長

(公印・契印省略)

一定規模以上の取引関係を有する法人との間の取引等の状況  
に係る情報の公表について(通達)

標記の件について、平成 23 年 6 月 3 日付け国鉄財第 58 号をもって国土交通省鉄道局長から理事長あてに別添のとおり要請があった。

契約に係る情報の公表については、これまでも種々取り組みを行ってきたところであるが、今般、同要請に基づき、当機構と一定規模以上の取引関係を有する法人と契約をする場合には、当機構から当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公表することとし、下記により平成 23 年 7 月 1 日以降公告等するものから適用することとしたので遺漏のないよう適切に措置されたい。

記

第 1 公表の対象

1 公表の対象となる契約

支出の原因となる契約を対象とする（競争性のない随意契約のみならず、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）も含む。）。

ただし、次に掲げるものに該当する場合を除く。

- (1) 部外者に対して特に秘密にする必要がある契約
- (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成 15 年 10 月機構規程第 78 号）第 39 条第 1 項第 1 号ア、イ、エ又はカに定めるそれぞれの金額を超えない契約
- (3) 光熱水量、燃料費及び通信費に係る契約

## 2 公表の対象となる契約先

次の各号のいずれにも該当する契約先を対象とする。

- (1) 当機構において役員を経験した者が再就職していること又は当機構において課長相当職以上の職を経験した者が役員等として再就職していること

(注) 1 「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

2 当該契約の締結日を再就職者の有無の判断の基準日とする。

- (2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

(注) 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとする（第 2 において同じ。）。

## 第 2 公表されるべき情報

第 1 に掲げる公表の対象に該当する契約及び契約先に関し、契約ごとに、別途公表することとされている物品役務等の名称及び数量（工事（設計等の役務を含む。）の名称、場所、期間及び種別）、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表すること。

- (1) 第 1 の 2 (1) に該当する再就職者の人数、職名及び当機構における最終職名
- (2) 当機構との取引高
- (3) 総売上高又は事業収入に占める、当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
  - ・ 3 分の 1 以上 2 分の 1 未満
  - ・ 2 分の 1 以上 3 分の 2 未満

・ 3分の2以上

(4) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

### 第3 公表の時期、方法等

- 1 第2に掲げる情報の公表時期は、契約を締結した日の翌日から起算して原則として72日以内に公表すること。ただし、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については原則として93日以内に公表すること。
- 2 公表は、機構ホームページで行う。本社及び各地方機関の契約担当課長は、第1に掲げる公表の対象に該当する契約及び契約先に関し、契約ごとに別紙1に記載のうえ公表時期の10日前までに会計課長に報告すること。
- 3 本通達に係る措置を講ずることについては、入札公告（公示又は指名（見積）通知書）、入札説明書等に別紙2の「契約に係る情報提供の協力依頼」を記載すること。

## ＜独立行政法人の契約に係る情報の公表 公表様式例＞

### ○公表対象要件に該当する契約先についての公表様式例

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、次の要件に該当する契約先について、契約先の協力を得て、各契約ごとに、当機構OBの再就職に係る情報及び当機構との取引に係る情報を公表するものです。

（公表対象の要件）

- ①当機構の役員経験者が再就職している、又は当機構の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。
- ②総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が3分の1以上である。

#### 【競争入札による契約】

物品役務等の名称及び数量	契約締結日	契約相手方の氏名、住所及び法人番号	契約金額	当機構OBの再就職に係る情報			当機構との取引に係る情報		備考 (当該契約が一者応札・応募であったか等)
				再就職者の人数	現在の職名	独法での最終職名	取引高	取引割合	
○○○	H23. 7. ○	○○○○	○百万円	1人	取締役	監事	○百万円	1/3以上1/2未満	
□□□	H23. 8. □	□□□□	□百万円	3人	代表取締役 監査役 部長	理事長 理事 □□課長	□百万円	1/2以上2/3未満	一者応札

#### 【随意契約】

物品役務等の名称及び数量	契約締結日	契約相手方の氏名、住所及び法人番号	契約金額	当機構OBの再就職者に係る情報			当機構との取引に係る情報		備考
				再就職者の人数	現在の職名	独法での最終職名	取引高	取引割合	
×××	H23. 7. ×	××××	×百万円	2人	常務取締役 顧問(非常勤)	副理事長 ○○部長	×百万円	2/3以上	
△△△	H23. 9. △	△△△△	△百万円	1人	理事(非常勤)	理事	△百万円	1/3以上1/2未満	

<注>

- 1 「当機構OBの再就職に係る情報」の各欄には、契約締結日時点の情報を掲載しています。
- 2 「当機構との取引に係る情報」の「取引高」欄には、契約締結時点での契約先の直近の財務諸表の対象事業年度における当機構との取引高を、「取引割合」欄には、当該事業年度における総売上高又は事業収入に占める当機構との取引高の割合につき、1/3以上1/2未満、1/2以上2/3未満、または2/3以上のいずれに該当するかを掲載しています。

### ※情報提供等につき協力が得られなかった契約先について公表する場合の様式例

#### 【情報提供等について協力が得られなかった契約先】

物品役務等の名称及び数量	契約締結日	契約相手方の氏名、住所及び法人番号	契約金額	備考
***	H23. 7. *	*****	*百万円	

## 別紙 2

1. 入札公告（公示又は指名（見積）通知書）、入札説明書等の末尾に下記の条項を追加する。

### ○. 一定の関係を有する法人との契約に係る情報公開

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって本件について同意されたものとみなす。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等をしない相手方については、その名称等を公表する場合がある。

#### (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

#### (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量（工事（設計等の役務を含む。）の名称、場所、期間及び種別）、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

ア 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

イ 当機構との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

#### (3) 当機構に提供する情報

ア 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

#### (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として 72 日以内（各年度の 4 月に締結した契約については原則として 93 日以内）

2. 入札公告のほかに入札説明書が作成されている場合は、入札公告の末尾に下記の条項を追加するとともに、入札説明書には上記1により追加する。

○. 一定の関係を有する法人との契約に係る情報公開

当機構と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表する。詳細は入札説明書による。